

お 知 ら せ

奈良県産業振興総合センターが保有する設備機器（奈良県行政財産）を利用される場合は、事前に行政財産使用申請書により申請していただくことになります。

申請書を提出していただくと、行政財産使用許可書を交付します。

使用を許可するとき、次の条件を附していますので、ご熟読のうえ、ご了承ください。

行政財産使用許可に伴う条件

- 1 許可した目的以外の目的に使用しないこと。
- 2 原状を変更しないこと。
- 3 転貸し、又は担保に供さないこと。
- 4 取消しによって損害が生じた場合その補償を求めないこと。
- 5 自己の責めに帰する理由により使用許可物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による物件の損害賠償を求めることがある。
但し、原状回復した場合はこの限りではない。
- 6 県が公用もしくは公共用に供するため必要が生じたとき、または許可の条件に違反した行為があると認められるときは、許可を取消すことがある。
- 7 この処分に異議があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の7及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議の申し立てをすることができる。

以上